

新図書館西敷地利活用事業
公募型プロポーザル募集要領

平成 29 年9月

高知市

【目次】

第 1	事業概要	
1	事業名	1
2	募集要領の位置付け	1
3	事業目的	1
4	事業手法	1
5	導入機能	1
6	西敷地の概要	2
7	土地の貸付期間	2
8	土地のその他貸付条件	3
9	土地の貸付料	3
10	契約保証金	3
11	選定委員会の設置	3
12	事業の進め方	3
第 2	事業実施者の募集及び選定	
1	募集及び選定スケジュール予定	4
2	応募の手続	4
3	事業応募者の資格要件	5
4	資格の喪失に関する事項	6
5	事業提案申請書等（第二次審査書類）の提出	6
第 3	その他の事項	
1	施設整備及び運営に関する条件等	7
2	事業実施者の費用負担	8
3	主な関係法令等	8
4	審査及び審査基準	9
5	公表	9
6	担当窓口	9
第 4	提出書類	
1	第一次審査書類（参加資格の確認）	10
2	第二次審査書類（事業提案内容の審査）	11
3	その他（選定委員会終了後）	12
参考 1	募集要領における用語の定義 （本文中に※印が付いた用語は、このページをご参照ください。）	12
参考 2	①平面図	12
	②日曜市開催時の通行制限	13
	③よさこい祭り開催時の通行制限	13
参考 3	閲覧資料一覧	14
別添	様式第 1 号～様式第 9 号	

新図書館西敷地利活用事業公募型プロポーザル募集要領

第1 事業概要

1 事業名 新図書館西敷地利活用事業

2 募集要領の位置付け

高知市（以下「市」という。）は、本事業の実施に当たり、平成29年7月に「新図書館西敷地利活用事業基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定、公表し、事業者からの提案公募へ向けて市の方針を示したところである。

本募集要領は、本事業の事業実施者^{*1}を公募、選定するためのもので、事業応募者^{*2}は本募集要領の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

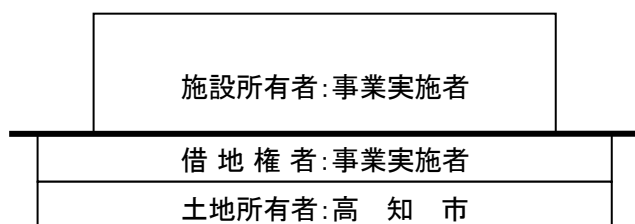
3 事業目的

新図書館西敷地（以下「西敷地」という。）について、基本方針を基に、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討して、最も確と判断された事業実施者を選定し、中心市街地の活性化に効果的な利活用を行おうとするものである。

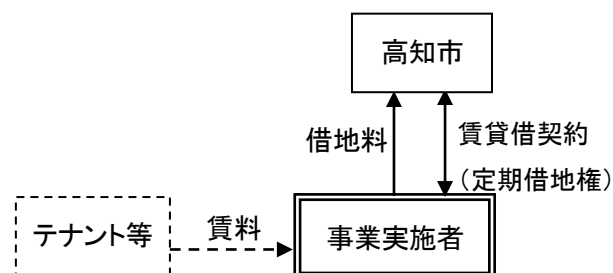
4 事業手法

本事業は、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条及び第23条の規定による定期借地権を設定した市有地を事業実施者に貸し付け、事業実施者が、提案に基づく施設の設計、建設、維持管理及び運営を行うものとし、建設した施設は事業実施者が所有する。

【賃貸借等のイメージ】



【事業スキーム概念図】



5 導入機能

事業実施者は、基本方針にある次の4機能の中から2つ以上の機能を導入し、整備することにより、中心市街地の活性化に効果的な事業を行うものとする。

● 広場機能

自由に活用できる空間を作ることにより、都市の豊かさを体感できることや、来街者の滞留時間の増加が期待できるなど、街なかの地域資源を楽しめる環境づくりや歩行者通行量の増加に効果が見込める機能

- **家族で訪れて、子どもが安全に遊ぶことができる機能**

子育て世代などが中心市街地へ訪れるための新たな地域資源として期待ができることや、中心市街地における既存機能との重複がないなど、街なかの地域資源を楽しめる環境づくりや高知市中心市街地活性化基本計画区域内における新規性に効果が見込める機能

- **観光客のリピーターを増やすことができる機能**

高知独自の歴史・文化を活用し、新しい生活文化を発信することができることや、観光客の増加により賑わい、歩行者通行量の増加、回遊性の向上が見込めるなど、土佐の気風や歴史・文化性の活用や街なかの地域資源を楽しめる環境づくりに効果が見込める機能

- **日曜日やよさこい祭りを充実、発展させるための機能**

歴史を持つ日曜日と全国的に知名度の高いよさこいを活用することで、高知らしい文化を発信することができることや、来街者、特に観光客の増加により、賑わいや回遊性の向上が見込めるなど、土佐の気風や歴史・文化性の活用や街なかの地域資源を楽しめる環境づくりに効果が見込める機能

6 西敷地の概要

(1) 土地の概要

ア 所在地：高知市追手筋二丁目9番6，7

イ 面積：2,564.06 m² (実測面積)

ウ 用途地域：商業地域

エ 建ぺい率：90% (角地適用のため10%加算)

オ 容積率：500%

カ その他地域地区：準防火地域

キ 周辺道路：市道（建築基準法第42条第1項道路）高知街1号線

市道（建築基準法第42条第1項道路）高知街22号線

日曜日及びよさこい祭りの開催時は車両通行に制限がある。「参考2②日曜日開催時の通行制限、③よさこい祭り開催時の通行制限」(13ページ)参照

ただし、日曜日開催時については、協議により一部通行可能となる場合がある。

ク 日影規制：建設予定地北側の高知県立追手前高等学校の敷地が第一種住宅地域内にあるため、建築基準法第56条の2に規定する日影による中高層建築物の高さの制限がある。

ケ 道路斜線：西側 適応距離25m 勾配1.5

(2) その他土地に関する事項

西敷地は地下に追手筋遺跡（埋蔵文化財）が確認されているため、掘削を伴う工事を実施する際は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条に基づき、事業実施者は工事着工60日前までに埋蔵文化財発掘の届出が義務づけられている。また、届出の内容により発掘調査を要する場合があります。高知市教育委員会民権・文化財課（電話088-832-7277）との協議が必要となる。

7 土地の貸付期間

借地借家法の規定及び事業実施者の提案内容に基づき、市と事業実施者が協議の上、決定する。た

だし、貸付期間は50年以下とし、貸付期間には建設工事及び除却工事の期間を含むものとする。

8 土地のその他貸付条件

借地権は、土地の賃借権とし、借地権を第三者へ譲渡、転貸、又は質権その他担保物権を設定することはできない。

9 土地の貸付料

高知市公有財産規則（昭和41年規則第1号）第26条の規定に基づき、同規則第45条第4号に基づく当該市有地の価額に100分の4の率を乗じて得た額とする。

なお、地方税法（昭和25年法律第226号）第409条の規定に基づく土地の評価が行われた場合は貸付料の見直しを行うものとする。

【参考：平成29年度土地評価基準を基に算定した価格】157,000円/㎡（貸付料年額16,102,296円）

10 契約保証金

土地の原状回復に要する費用に相当する額を契約保証金とする。

なお、高知市公有財産規則第30条の規定に基づき、原状回復に要する費用に相当する額が貸付料の6か月未満の場合は貸付料の6か月分とする。原状回復に要する費用は、基本協定締結時における事業実施者の試算を基に、市と事業実施者で協議して決定することとする。ただし、これにより難しい場合は、貸付料の24か月分及び連帯保証人を設けることとする。この場合、連帯保証人は、優先交渉権者^{※3}の契約事項の履行について連帯して責任を負うことができる者とし、市は、新図書館西敷地利活用事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）終了後、優先交渉権者に連帯保証人届出書（様式第9号）及び連帯保証人の資格要件確認に必要な書類の提出を求める。

契約保証金は定期借地権設定契約締結時に支払うものとし、市は、借地期間終了後、預託された契約保証金（ただし、原状回復に要する費用及び貸付料に補充されたものを除く。）を返還する。

なお、契約保証金に利子は付さない。

11 選定委員会の設置

別途定める「新図書館西敷地利活用事業プロポーザル選定委員会の設置に関する要綱」に基づき、選定委員会を設置する。

12 事業の進め方

(1) 提案

事業応募者は西敷地において、整備、所有、維持管理及び運営する施設を提案する。

(2) 最優秀提案者^{※4}の選定

選定委員会において、最優秀提案者を選定する。

(3) 基本協定の締結及び事業実施者の決定（平成30年3月以降）

市は、選定委員会の審査結果を参考に、優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定し、当該優先交渉権者（優先交渉権者との協議が整わない場合は次順位交渉権者）と本事業の実施に係る協議を行った上で、基本協定を締結し、事業実施者として決定する。

協定締結期間は、基本協定締結日から定期借地権設定期間満了日までとする。

(4) 本施設的设计

事業実施者は、基本協定に基づき、本施設的设计を行う。

(5) 定期借地権設定契約の締結（平成 30 年 12 月以降）

市と事業実施者は、貸付地にかかる借地借家法第 22 条及び第 23 条に規定する定期借地権設定契約を本施設の実施設設計終了後、工事着手前に締結する。

(6) 本事業の整備、維持管理及び運営

事業実施者は、自らの資金負担により整備、維持管理及び運営業務を行う。

(7) 貸付地の返還

事業実施者は、原則として、定期借地権設定契約に定める借地期間が終了するまでに貸付地を更地とし、市に返還する。更地とは、地下の基礎構造（杭を含む。）までを除却した状態をいう。

第 2 事業実施者の募集及び選定

1 募集及び選定スケジュール予定

本募集要領の公示	平成 29 年 9 月 8 日(金)
本募集要領への質問書受付	平成 29 年 9 月 11 日(月)～平成 29 年 9 月 19 日(火)
本募集要領への質問に対する回答書の公表	平成 29 年 9 月 26 日(火)
参加意向申出書等（第一次審査書類）の受付	平成 29 年 9 月 27 日(水)～平成 29 年 10 月 10 日(火)
参加資格結果通知	平成 29 年 10 月 20 日(金)
※説明請求期限	平成 29 年 10 月 27 日(金)
事業提案申請書等（第二次審査書類）の受付	平成 29 年 10 月 30 日(月)～平成 29 年 12 月 8 日(金)
選定委員会（プレゼンテーション）及び最優秀提案者の選定	平成 30 年 1 月上旬
優先交渉権者の決定及び審査結果の公表	平成 30 年 1 月下旬
事業実施者の決定・公表	平成 30 年 3 月以降

2 応募の手続

(1) 本募集要領の公示

本募集要領は、市の掲示板及び市商工振興課ホームページにおいて公告する。

(<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/128/>)

(2) 関係資料の閲覧

関係資料の閲覧に当たっては、担当窓口事前に連絡の上、来課すること。

参考 3 「閲覧資料一覧」(14 ページ) 参照

閲覧期間 平成 29 年 9 月 11 日(月)～平成 29 年 12 月 8 日(金) まで

担当窓口 「6 担当窓口」(9 ページ) 参照

(3) 本募集要領の質疑及び回答

本募集要領等への質疑を希望する者は、質問書（様式第1号）を提出すること。

- ア 受付期間 平成29年9月11日（月）～平成29年9月19日（火）17時15分必着とする。
- イ 提出方法 電子メールで行うこととし、事前に送信する旨、電話連絡すること。
様式は、市商工振興課ホームページからダウンロードして使用すること。
- ウ 提出先 高知市商工振興課 kc-151705@city.kochi.lg.jp
- エ 回答方法 市商工振興課ホームページ上で平成29年9月26日（火）に公表予定である。
回答の際には、質問者の名称は公表しない。

(4) 参加意向申出書等（第一次審査書類）の提出

事業応募者は、「1 第一次審査書類（参加資格の確認）」（10ページ）を提出すること。

- ア 受付期間 平成29年9月27日（水）～平成29年10月10日（火）必着とする。
ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。
また、受付期間内に必要書類の全ての提出がない場合は、受理しない。
- イ 受付時間 8時30分～12時、13時～17時15分
- ウ 提出場所 「6 担当窓口」（9ページ）参照
- エ 提出方法 持参又は郵送。
なお、提出の際は、事前に担当窓口連絡すること。また、郵送の場合は、配達証明等郵送したことが確認できるようにすること。
- オ その他 参加意向申出書の提出後、参加の辞退を希望する場合は、参加辞退届出書（様式第6号）を提出すること。
なお、提出された書類は返却しない。

(5) 参加資格結果通知

参加資格要件の審査を行い、書面により平成29年10月20日（金）付けで通知する。

(6) 説明請求

資格審査の結果、参加資格が認められなかった場合は、書面によりその理由について説明を求めることができる。説明請求期限は、平成29年10月27日（金）17時15分必着とする。

3 事業応募者の資格要件

(1) 基本的要件

事業応募者は、事業実施者として土地の賃借及び施設の所有を行うことのできる者で、西敷地において中心市街地の活性化に効果的な機能を整備し、その運営期間中、确实かつ安定的に事業を運営することができる企画力、技術力及び経営能力を有する者又は事業者グループとする。

ただし、事業者はグループで応募する場合は、次のとおりとする。

- ア 代表者^{※5}を定めること。
- イ 本事業に他の事業応募者として重複参加していないこと。
- ウ 本事業内容について事前にグループ内で協議を行い、構成員^{※6}の役割分担を明確にし、合意の上参加すること。
- エ 参加意向申出書等の提出以降における構成員の変更及び追加は認めない。

(2) 参加資格

事業応募者は、次のいずれにも該当する者であること。また、参加資格要件の基準日は参加意向申出書受付時点とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日施行）の規定に基づく指名停止措置等を受けていない者であること。
- ウ 代表者又は役員等が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）の規定に基づく排除措置対象者に該当しないこと。
- エ 経営不振の状態（会社の特別清算を開始したとき、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産の申立てがなされたとき、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったとき）でないこと。
- オ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される法人でないこと。
- カ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していないこと。
- ク 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずる地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等でないこと。
 - a. 選定委員会委員
 - b. 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第 4 条各号のいずれかに該当する者
- ケ 個人の場合は、成年被後見人、被保佐人及び被補助人の登記がされていない若しくは破産手続の開始の決定を受けていないこと。

4 資格の喪失に関する事項

参加意向申出書等の受付から定期借地権設定契約締結までの期間に、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うものとし、既に提出された提出書類は無効とする。

- ア 事業提案申請書等の提出日時、提出場所、提出方法等が本募集要領に適合しないとき。
- イ 提出書類に虚偽の記載があると判明したとき。
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 選定委員又は市職員に対し、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- オ 事業応募者の参加資格要件に適合しなくなったとき。
- カ その他、不正な行為があったと市が認めたとき。

5 事業提案申請書等（第二次審査書類）の提出

参加資格結果通知により参加資格が認められた事業応募者は、「2 第二次審査書類（事業提案内容の審査）」（11 ページ）を提出すること。

- (1) 受付期間 平成 29 年 10 月 30 日（月）～平成 29 年 12 月 8 日（金）必着とする。
ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。
また、受付期間内に必要書類の全ての提出がない場合は、受理しない。
- (2) 受付時間 午前 8 時 30 分～12 時、13 時～17 時 15 分
- (3) 提出場所 「6 担当窓口」（9 ページ）参照
- (4) 提出方法 持参又は郵送。
なお、提出の際は、事前に担当窓口に連絡すること。また、郵送の場合は配達証明等郵送したことが確認できるようにすること。
- (5) 留意事項
- ア 事業応募者は、本プロポーザルについて 1 件の提案しか行うことができない。また、複数の事業者グループへの参加を通じて 2 件以上の提案をすることはできない。
- イ 提案に係る費用は、すべて事業応募者の負担とする。
- ウ 書類等の作成に用いる言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによる。
- エ 提出された事業提案書の追加及び修正はできない。ただし、明らかな誤り、軽微な修正の場合はこの限りでない。
- オ 事業提案書の著作権は、提案をした事業応募者に帰属する。ただし、市は選定結果の公表等に必要の場合には、事業提案書の概要を使用できるものとする。
なお、公表については、「5 公表」（9 ページ）参照。
- カ 提出された書類は返却しない。
- キ 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成 12 年条例第 68 号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第 9 条第 1 項第 3 号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第 9 条第 1 項第 3 号に該当する部分がある場合は、事業提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（様式第 8 号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると判断する場合などは、公開することがある。
- ク 事業提案申請書等の提出後、参加の辞退を希望する場合は、「参加辞退届出書（様式第 6 号）」を提出すること。

第 3 その他の事項

1 施設整備及び運営に関する条件等

- ア 施設整備は、事業実施者の提案によるものとし、規模、位置等の条件は付さない。
- イ ユニバーサルデザインの考え方に沿った利用しやすい整備に努めること。
- ウ 周辺施設との融合を図り、隣接施設が有する機能との相乗的効果が図れるものとする。
- エ 環境に配慮した整備に努めること。
- オ 敷地内南西角地にあるセンダイヤ桜については、移植せず現在地で地域のシンボルとして存続させ、管理すること。「参考 2 平面図」（12 ページ）参照
- カ 営業業種等は、事業実施者の選定によることを基本とする。ただし、風俗営業等の規制及

び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）及び高知市ラブホテル建築規制に関する指導要綱における規制に係る業種は除くこと。

- キ 地中障害物が認められた場合は、原則として市が対応する予定であるが、詳細については、市と事業実施者で協議を行う。現時点では、敷地内北西地下 1.8 メートルに鋼矢板（12 メートル）が存置している。「参考 3 閲覧資料一覧」（14 ページ）参照
- ク 追手筋については、城下町の歴史・文化・風土を感じさせる「プロムナード」として検討している。（高知市くらし・交通安全課所管）
- ケ 高知街 22 号線（帯屋町二丁目）について、平成 30 年度以降に無電柱化工事を予定している。（高知市道路整備課所管）
- コ 都市開発諸制度の活用にあたっては、各担当部署と事前に協議を行うこと。
- サ 関係法令等を遵守すること。

2 事業実施者の費用負担

- ア 定期借地権設定契約締結時の契約保証金
- イ 借地期間中の借地料
- ウ 埋蔵文化財の調査に係る費用
- エ 定期借地権設定契約にかかる費用
- オ 法令等に基づく許認可等の費用及び事業にかかる整備費用
- カ 事業実施者が分担する業務の遂行に要する全ての費用及び事業にかかる公租公課
- キ 定期借地権設定契約終了時、事業にかかる除却費用

3 主な関係法令等

- ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ウ 景観法（平成 16 年法律 110 号）
- エ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- オ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- カ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- キ 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）
- ク 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ケ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- コ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- サ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- シ 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）
- ス 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- セ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ソ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- タ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- チ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ツ その他、本事業に係る法令等

4 審査及び審査基準

別途定める「新図書館西敷地利活用事業公募型プロポーザル審査要領」のとおりとする。

5 公表

(1) 審査結果の公表（平成 30 年 1 月下旬）

審査結果については、必須項目の導入機能及び総得点を市商工振興課ホームページで公表する。ただし、事業者の名称は公表しない。

(2) 協議結果の高知市議会への報告（平成 30 年 3 月中旬）

事業実施者（予定）との基本協定を締結する前に、高知市議会において協議結果を報告する。報告に当たっては、事業実施者（予定）の業務の概要、契約期間、契約金額、総得点及びその他の事業応募者の導入機能、総得点を報告する。ただし、事業者の名称は報告しない。

(3) 事業実施者の公表（平成 30 年 3 月下旬以降）

事業実施者との基本協定を締結後、市商工振興課ホームページで、事業実施者の名称・所在地、業務の概要、基本協定締結日、契約期間、契約金額、総得点及びその他の事業応募者の導入機能、総得点を公表する。ただし、その他の事業応募者の名称は公表しない。

6 担当窓口

高知市 商工観光部 商工振興課 中心市街地・地域商業活性化推進室（担当：和田，中内）

〒780-8571 高知県高知市鷹匠町 2 丁目 1 番 36 号 たかじょう西庁舎 3 階

TEL 088-823-9375 FAX 088-823-4024

E メール：kc-151705@city.kochi.lg.jp

第4 提出書類

1 第一次審査書類（参加資格の確認）

(1) 法人及び個人共通書類（提出部数各1部）

No.	名 称	説 明
1	参加意向申出書	様式第2号
2	納税証明関係	ア 国税に係る納税証明書（法人の場合は，法人税と消費税及び地方消費税。個人の場合は，申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税。） イ 本店所在地の都道府県税及び高知県内に支店又は事業所等が存在する場合は高知県税に滞納がないことを証明する証明書 ウ 本店所在地の市町村税及び高知市内に支店又は事業所等が存在する場合は高知市税に滞納がないことを証明する証明書 注）滞納がないことがわかる証明書が発行されない都道府県及び市町村については，課税されている納期到来分の直近2事業年度（2年間分）の納税証明書を提出してください。
3	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	様式第4号
4	誓約書	様式第5号

(2) 法人の場合（提出部数各1部）

事業応募者に関する書類等（グループ応募の場合，その構成員のものを含む。）

No.	名 称	説 明
1	法人の定款	提出日時点での現状に合致したもの
2	法人登記簿謄本	提出日時点で交付から3か月以内のもの
3	代表者印鑑証明書	提出日時点で交付から3か月以内のもの
4	代表者事項証明書	提出日時点で交付から3か月以内のもの
5	団体の概要書（法人の概要）	様式第3号 企業の事業実績・概要等がわかる案内パンフレット等

(3) 個人の場合（提出部数各1部）

事業応募者に関する書類等（グループ応募の場合，その構成員のものを含む。）

No.	名 称	説 明
1	住民票	提出日時点で交付から3か月以内のもの ただし，本籍地，続柄及び個人番号は不要
2	印鑑登録証明書	提出日時点で交付から3か月以内のもの
3	市区町村の交付する身分証明書	提出日時点で交付から3か月以内のもの
4	成年後見登記に関する証明書	提出日時点で交付から3か月以内のもの 登記されていないことの証明書

2 第二次審査書類（事業提案内容の審査）

No.	名称	説明	規格	
1	事業提案申請書	様式第7号		
2	情報非公開希望申立書	様式第8号（必要に応じて提出）		
3	過去3か年の財務諸表	貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表，キャッシュフロー計算書（作成義務がある場合），法人税申告書写し（勘定科目内訳明細書を含む。） （注1）法人税申告書写しは，税務署受付印押印済みのもの又は電子申告した場合は受信通知 （注2）グループ応募の場合，構成員ごとにインデックス等を付けるとともに，各書類に中表紙を付けること （注3）個人の場合，確定申告書写しとする。（決算書及び収支内訳書を添付）		
4	事業者審査基準における審査項目に対する提案内容説明資料	審査の視点について，内容がわかるように記載すること。各項目の特記事項を記載		
		表紙	A3判・1枚	
	事業計画書	(1) 事業コンセプト		A3判 必要枚数
		(2) 事業効果		
		(3) 事業内容	・導入機能（必須項目及び加点）について，導入した機能名を明記すること	
		(4) 収支計画，資金計画		
		(5) リスク体制	・考えられるリスクへの対応 ・事業終了時における本施設の解体撤去費等の確保策	
		(6) 本施設の整備計画		
		(7) 事業実績	・これまでの事業実績 ・本事業の整備，運営の実施体制	
	全体配置計画	導入機能，面積，動線，歩行者通行機能及び歩道状空地の位置・幅員の明示	A3判・4枚 1/800以上	
全体立面図（外部仕上表含む）	本事業全体の東西南北4方向	A3判・2枚		
全体外観パース	本事業全体のアイレベル・俯瞰（ふかん）	A3判・1枚 1/800以上		
全体断面図	全体の高さ等がわかる断面図	A3判・1枚 1/800以上		
提出部数	No.1～3は1部，No.4は11部（内訳：正1部・副10部），併せて電子データ（Word，Excel形式）を保存したCDを2枚提出すること。			
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 各資料の右上余白に，資料No.，資料名称を記載すること。 各資料には事業応募者名が分かるような記述はしないこと。 使用する文字は，原則10.5ポイント以上とすること。 片面印刷（カラー可），左綴じ。 			

3 その他（選定委員会終了後）

名称	説明
連帯保証人届出書	提出部数1部（様式第9号）

参考1 募集要領における用語の定義

※1 事業実施者	事業応募者の中から優先交渉権者として決定され、市と契約等を締結し、本事業を実施する事業者（グループで応募の場合は、構成員を含むが、契約等の締結は代表者が行う。）
※2 事業応募者	本公募型プロポーザルに対し、単独あるいはグループで事業を提案する事業者（グループで応募の場合は、構成員も含む。）。
※3 優先交渉権者	事業応募者のうち、市が選定委員会の審査結果を参考として決定した者。
※4 最優秀提案者	選定委員会が事業者審査基準における加点審査の結果に基づき総合的な評価を行い、事業応募者から選定した者。
※5 代表者	本事業にグループで応募する場合、構成員を代表して市と契約等を締結する事業者。
※6 構成員	本事業にグループで応募する場合、業務を分担する事業者のうち、資格審査の対象となる者。

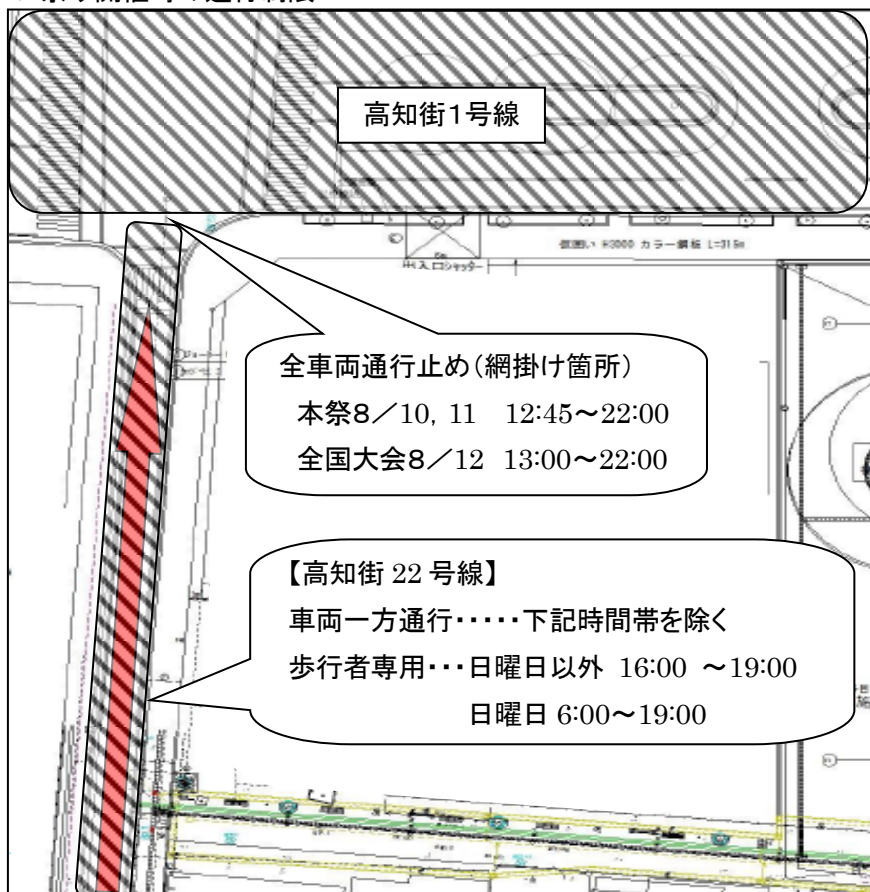
参考2 ①平面図



②日曜日開催時の通行制限



③よさこい祭り開催時の通行制限



参考3 閲覧資料一覧

1. 測量図
2. 平面図
3. 分筆図
4. 道路境界図
5. 新図書館等複合施設等建設工事に伴う地質調査成果物
6. 追手筋遺跡<新図書館等複合施設建設に伴う発掘調査報告書> (抜粋)
7. 上水道現況図
8. 下水道現況図
9. ガス配管図
10. 財産土地台帳
11. 鋼矢板存置資料